○穴水町公共工事の前金払取扱規則

平成29年3月31日 規則第4号

<u>穴水町請負工事代価の前金払取扱規則(昭和58年穴水町規則第7号)</u>の全部を次のとおり改正する。 (目的)

第1条 この規則は、<u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)附則第7条</u>及び<u>地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条</u>の規定に基づく公共工事の前金払の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(前金払の対象等)

- 第2条 前金払の対象となる公共工事は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184 号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保障に係る公共工事(同法第2条第1項に規定する公共工事をいう。以下同じ。)で1件の請負契約金額が300万円以上のものとする。
- 2 前払金の金額は、<u>次の各号</u>に掲げるとおりとする。
 - (1) 土木建築に関する工事にあっては、当該請負契約金額の10分の4以内の額とする。
 - (2) 土木建築に関する工事の設計、調査又は測量等の業務委託にあっては、当該請負契約金額の10分の3以内の額とする。
- 3 <u>前項</u>の規定により算出した前金払の額に10万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とする。
- 4 前金払の使途の範囲は、当該公共工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該公共 工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、修繕費、支払運賃、仮設費、労働者 災害補償保険料及び保証料に相当する額、その他町長が必要と認めた経費に限るものとする。
- 5 町長は、歳計現金の保有状況等によって、前金払が困難と認めるときは、前金払をしないことができる。

(中間前金払の対象等)

- 第3条 <u>前条第2項第1号</u>の規定により、前金払をした公共工事で<u>次の各号</u>のいずれにも該当するものについては、既にしている前金払に追加して前金払(以下、「中間前金払」という。)をすることができる。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る 作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が当該請負契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 2 追加して支払う前払金(以下「中間前払金」という。)の額は、請負契約金額の10分の2以内の額(その額に10万円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)とし、既に支払った前払金との合計額が当該請負契約金額の10分の6を超えないものとする。
- 3 債務負担行為に係る契約においては、<u>前2項</u>中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施機関」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは、「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該公共工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の当該公共工事」と「当該請負契約金額」とあるのは、「当該会計年度における年割額」と読み替えて。<u>前</u>項の規定を準用するものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

- 第4条 中間前金払の対象となる公共工事の請負者は、契約締結時に中間前金払と部分払のいずれかを 選択することができる。
- 2 <u>前項</u>に規定する者は、中間前金払と部分払の選択に係る届出書(<u>様式第1号</u>)を契約締結時に町長に提出しなければならない。なお、この場合において、契約締結後の変更はできないものとする。 (前金払の申請等)
- 第5条 前金払の支払を受けようとする請負者は、請負契約締結後7日以内に前金払承認申請書(<u>様式第2</u> 号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請があったときは、7日以内にその可否を決定し申請者に通知する。
- 3 <u>前項</u>に規定により承認の通知を受けた請負者は、前金払請求書(<u>様式第3号</u>)に保証事業会社の発行した前金払保証証書を添えて町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、前項の規定により請求を受けたときは、その日から起算して14日以内に前金を支払わなけ

ればならない。

(中間前金払の申請等)

- 第6条 中間前金払の支払を受けようとする請負者は、中間前金払認定申請書(<u>様式第4号</u>)に工事履行報告書(様式第5号)を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、<u>前項</u>の申請があったときは、<u>第3条第1項各号</u>の要件を満たしているか否かを速やかに調査 し、その結果が妥当と認められるときは、中間前金払認定調書(<u>様式第6号</u>)により、請負者に通知す るものとする。
- 3 <u>前項</u>の認定を受けた請負者は、中間前金払請求書(<u>様式第7号</u>)に中間前金払に関する保証事業会社の 保証証書を添えて町長に提出しなければならない。
- 4 中間前金払の支払については、<u>前条第4項</u>の規定を準用し、請負者が保証事業会社の保証書に記載した前金払預託金融機関に振り込むものとする。

(契約内容等の変更による前払金等の追加及び返還)

- 第7条 町長は、前払金(中間前払金を支払ったときは前払金及び中間前払金。以下「前払金等」という。)を支払った後、契約内容等の変更により請負代金の額に著しい増額が生じたときは、増額後の請負代金の額に対する前払金等の額に相当する額から既に支払った前払金等の額を差し引いた金額以内の額を追加して支払うことができる。この場合における申請等については<u>第5条</u>又は<u>前条</u>の規定を準用する。
- 2 <u>前項</u>の場合において、公共工事の工事内容の変更等により請負契約金額に比べ3分の1以上の増減が 生じたときは、<u>第2条</u>の規定による割合で増減することができるものとする。ただし、<u>第2条第2項第2</u> 号の業務にあっては既支払の前払金の額が増額後の契約金額の10分の2に満たない場合は増額後の契 約金額の10分の3から既支払の前払金の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払がで きるものとする。
- 3 前払金等の支払を受けた請負者は、契約内容等の変更により請負代金の額に著しい減額が生じたとき(<u>第2条第2項第1号</u>の公共工事においては既支払の前払金と中間前払金の額が変更後の請負契約金額の10分の6を超え、<u>同項第2号</u>の業務においては既支払の前払金の額が変更後の契約金額の10分の4を超えるとき)は、その超過額を当該契約変更の協議が成立した日から起算して30日以内に返還しなければならない。
- 4 <u>前2項</u>の場合において、請負者は、速やかに保証事業会社との保証契約を変更し、変更後の保証証書 を町長に提出しなければならない。

(部分払をする場合の前払金の精算方法)

第8条 前金払をした公共工事に対して部分払する場合は、その出来高の金額に10分の9を乗じて得た額から、前金払の額に公共工事の出来高歩合を乗じて得た額を控除して支払う。

(前払金保証書の保管)

第9条 会計管理者は、第5条第3項、第6条第3項及び第7条第4項に規定する保証証書を保管しなければならない。

(義務違反等による前払金等の返還)

- 第10条 前払金等を受けた請負者が<u>次の各号</u>のいずれかに該当するときは、町長はその前払金等の一部 又は全部を返還させることができる。
 - (1) 前払金等を第2条第4項に規定する経費以外の経費に充てたとき。
 - (2) 請負者が当該契約の契約義務を履行しないとき。
 - (3) 当該請負契約が解除されたとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

(遅延利息)

第11条 町長は、請負者が<u>第7条第3項</u>及び<u>前条</u>の規定により前払金等を返還すべき指定された期限まで に前払金等を返還しないときは、指定する日を経過した日から返還をする日までの期間について、そ の日数に応じて返還すべき額に契約日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年 法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて得た額の遅延利息を併せて徴収 することができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過規則)

2 この規則の施行の日前に入札し、開札された公共工事の前払金等の取扱いについては、なお従前の例による。

(穴水町建設工事に係る業務委託の前金払取扱規則の廃止)

- 3 <u>穴水町建設工事に係る業務委託の前金払取扱規則(平成23年穴水町規則第3号)</u>は廃止する。 (公共工事の中間前金払取扱要綱の廃止)
- 4 公共工事の中間前金払取扱要綱(平成23年穴水町告示第33号)は廃止する。

附 則(平成31年3月15日規則第1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

(あて先)

穴水町長

請負者 住 所

氏 名

(B)

次に掲げる工事については、中間前金払・部分払を選択したいので、届出します。

工 事 名					
工事場所					
契約金額					
契 約 日		年	月	Ħ	
工期	着工	年	月	В	
T. 391	完成	年	月	В	

備考

- 1. 中間前金払と部分払のどちらかを選択すること。
- 2. 契約締結後の変更は認めない。

1 中間前金払と部分払の選択について

- (1) 契約金額が、300万円以上の公共工事(債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上の工事)の契約に当たっては、中間前金払と部分払のいずれかを選択させるものとする。なお、この選択については、落札決定後に届け出るものとし、その後において変更することができない。
- (2) 債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度において出来高予定額が300万円以上であることにより、契約締結に当たり中間前金払を請求する旨の届出を行っている工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払は行わないものとし、当該年度については部分払を行うことができる。

2 中間前金払の請求

- (1) 中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1 (債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1 (債務負担行為に係る契約にあっては当該会計年度の工事実施期間の2分の1)を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1 (債務負担行為に係る契約にあっては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1)以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
- (2) 契約締結に当たり、部分払を請求する旨の届出を行っている場合には、中間前金払の支払を請求することはできない。

3 部分払の請求

契約締結に当たり、中間前金払を請求する旨の届出を行っている場合には、部分払(債 務負担行為に係る契約にあっては、各会計年度末における部分払を除く。)を請求することはできない。

様式第2号(その1)(第5条関係)

様式第2号(その1)(第5条関係)

1 請負金額 <u>Y</u>

		前金技	4 承認	申請書	
約額のす。	年 月 %分 <u>¥</u>	日請負契		した下記工事費に使用する て御支払願いたく承認方	
	年	月 日			
穴水	可長	殿			
				申請者	
			話		
1 工事	名				

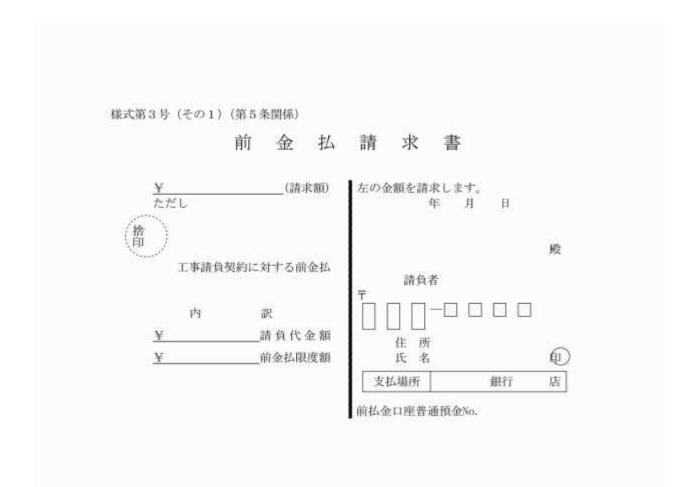
様式第2号(その2)(第5条関係)

様式第2号(その2)(第5条関係)

前金払承認申請書

約額の	年 %分 <u>¥</u>	月	日請負	契約を締結しました下記業務委託料に使用するため、契 を前金として御支払願いたく承認方を申請いたします。
	年	月	В	
,	穴水町長		殿	
				申讀者
				記
1 3	能務名			
1 2	原約金額	v		

様式第3号(その1)(第5条関係)



様式第3号(その2)(第5条関係)

様式第3号(その		At Sele	_13s =	tı.	
	前 金	払 請	求		
¥ ただし	(請求	(額) 左の全	☆額を請求し 年	ます。 月 日	
(精)	負契約に対する前の	⇔+/			殿
;#€494II	対矢本ルー別する刊3	T =	請負者		
内	訳]
<u>¥</u>	請負代金		住所		
¥	前金払限		氏 名		P
		支持	払場所	銀行	店

様式第4号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

中間前金払認定申請書

工事名					
工事場所					
契約年月日		年	月	日	
工期	着工	年	月	日	
1.791	完成	年	月	日	
契約金額				円	
上記の工事につ	ついて、中間前金払い	こ係る認定を	:受けたく	、 工事履歴報	服告書を添えて
(あて先)					
穴水町長					
		年 月	日		
	請負者				
	нжа	住	所		
		商号又は名			
		代表者氏	名		(E)

添付書類:工事履行報告書等

(注) 特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のすべてが記名押印のこと。

様式第5号(第6条関係)

様式第5号(第6条関係)

工事履行報告書

(あて先) 穴水町長

> 請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名

(1)

I. 3	14 名				
T.	101	4	E 月 日 ~	年 月 日	
月	591	予定工程(%) (変更)	実施工程 (%)	備考	
	月				
	月				
	Я				
	月				
	月				
	月				
	月				
	月				
	月				
	月				
	月				
	月				

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第6号(第6条関係)

様式第6号(第6条関係)

中間前金払認定調書

工事名					
工事場所					
契約年月日		年	月	Ħ	
工期	着工 完成	年 年	月 月	日 日	
契約金額				円	
	ついて、その進捗をとを認定したので、			をすることが	できる要件を
請負者	様				
		年 月	B		
		穴水町長			®

様式第7号(第6条関係)

